

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和4年3月17日（木）

午後1時30分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第1号 さいたま市教職員の人事について

報告第2号 さいたま市教職員の人事について

3 議 事

議案第5号 さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 さいたま市教育委員会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について

議案第7号 さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第9号 さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第10号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第11号 さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第12号 さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第13号 さいたま市美術品等選考評価委員会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第14号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について

議案第15号 さいたま市教職員（管理職）の人事について

議案第16号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱について

4 閉 会

議案第5号

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年3月17日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>管理部</p> <p>[略]</p> <p><u>学校施設整備課</u></p> <p><u>計画整備係</u></p> <p><u>学校施設管理課</u></p> <p><u>施設第1係</u></p> <p><u>施設第2係</u></p> <p>[略]</p> <p>学校教育部</p> <p>[略]</p> <p>総合教育相談室</p> <p>管理運営係</p> <p>相談係</p> <p><u>不登校等児童生徒支援係</u></p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>管理部</p> <p>[略]</p> <p>教育財務課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 学校（高等学校等を除く。）の<u>物品</u>寄附受入れに関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p><u>学校施設整備課</u></p> <p>(1) 学校施設の整備計画（他の所管に属する</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>管理部</p> <p>[略]</p> <p><u>学校施設課</u></p> <p><u>計画係</u></p> <p><u>施設第1係</u></p> <p><u>施設第2係</u></p> <p>[略]</p> <p>学校教育部</p> <p>[略]</p> <p>総合教育相談室</p> <p>管理運営係</p> <p>相談係</p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>管理部</p> <p>[略]</p> <p>教育財務課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 学校（高等学校等を除く。）の寄附受入れに関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p><u>学校施設課</u></p> <p>(1) 学校施設の整備計画（他の所管に属する</p>

ものを除く。)に関すること。
(2) 学校施設(高等学校等を除く。)の建設に関すること。

(3) 学校施設の国庫補助(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

学校施設管理課

- (1) 学校施設の維持管理(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 学校施設の業務委託(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 学校施設台帳(高等学校等を除く。)に関すること。
- (4) 学校用地(高等学校等を除く。)に関すること。
- (5) 学校施設の国庫補助(学校施設の維持管理に係るものに限る。)に関すること。
- (6) 学校施設(高等学校等を除く。)の事故及び災害に関すること。
- (7) 学校施設(高等学校等を除く。)の目的外使用(継続的に使用する場合に限る。)に関すること。
- (8) 学校(高等学校等を除く。)の公有財産寄附受入れに関すること。

[略]

学校教育部

[略]

総合教育相談室

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 校内教育相談体制に係る教職員への指導及び助言に関すること。
- (3) 教育相談に係る調査、研究に関すること。
- (4) 教職員研修等(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (5) [略]

ものを除く。)に関すること。

(2) 学校施設の建設に関すること。

(3) 学校施設の維持管理に関すること。

(4) 学校施設の業務委託(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(5) 学校施設台帳(高等学校等を除く。)に関すること。

(6) 学校用地(高等学校等を除く。)に関すること。

(7) 学校施設の国庫補助に関すること。

(8) 学校施設(高等学校等を除く。)の事故及び災害に関すること。

(9) 学校施設(高等学校等を除く。)の目的外使用(継続的に使用する場合に限る。)に関すること。

[略]

学校教育部

[略]

総合教育相談室

- (1) 学校訪問及び教育相談訪問に関すること。
- (2) 学校における児童生徒の支援事業に関すること。
- (3) 教育相談(いじめの問題及び不登校を含む。以下同じ。)に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 教育相談に係る調査、対策等に関すること。
- (5) 教職員研修(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (6) [略]

(6) 不登校等児童生徒の支援に関すること。

(7) [略]

[略]

生涯学習部

生涯学習振興課

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

(7) 一般教育相談に関すること。

(8) [略]

[略]

生涯学習部

生涯学習振興課

(1)～(9) [略]

(10) 生涯学習総合センター、中央図書館、青少年宇宙科学館及びうらわ美術館との連絡調整に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

[略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

組織改正及び事務分掌の変更等に伴い、さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和4年4月1日です。

議案第6号

さいたま市教育委員会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について

さいたま市教育委員会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について、別紙のとおり制定する。

令和4年3月17日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

さいたま市教育委員会訓令第 号

さいたま市教育委員会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術
を活用した行政の推進に関する条例施行規程

さいたま市教育委員会の所管する行政手続等に関し、電子情報処理組織を使用する
方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に
特別の定めのある場合を除くほか、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に
関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

提案理由

さいたま市教育委員会において所管する手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うため制定するものです。

なお、施行期日は、令和4年4月1日です。

参考資料

さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年条例第66号）

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び執行機関の規則をいう。
- (2) 法令 法律及び法律に基づく命令並びに埼玉県の条例及び規則（前号の埼玉県の条例及び規則を除く。）をいう。
- (3) 市の機関等 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関、これらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）を

いう。

(9) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(10) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電

子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。））」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。））」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、

規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(市による情報システムの整備等)

第8条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備に当たっては、申請等及び申請等に基づく処分通知等の電子情報処理組織を使用する方法による実施、申請等に係る書面等の添付の省略、当該情報システムを利用した迅速な情報の授受並びに当該情報システムの共用の推進を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 市は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 市は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(さいたま市印鑑条例の一部改正)

2 さいたま市印鑑条例(平成13年さいたま市条例第200号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和3年7月7日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さいたま市印鑑条例の一部改正)

2 さいたま市印鑑条例(平成13年さいたま市条例第200号)の一部を次のように改正する。

さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年規則第154号)

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成18年さいたま市条例第66号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

2 市長の所管する手続等を、条例第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 市長の所管する手続等(条例第3条から第6条までの規定を受けるものを除く。)を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他

の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次項に定めるものを除き、条例の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長若しくはこれに置かれる機関、これらに置かれる機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 申請等をする者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(手続等の公表)

第3条 市長は、市長等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う市長等に係る手続等について、あらかじめ当該手続等の名称又は根拠となる法令若しくは条例等の名称若しくは条項その他市長等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電気計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長が必要と認める事項を、市長の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、及び市長等の使用に係る電気計算機に備えられた当該申請等の受理の用に供するものとして市長が指定するファイルに記録し、当該申請等を行わなければならない。

- 2 前項の申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを市長等の使用に係る電子計算

機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じるときは、この限りでない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
- (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める電子証明書

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置及び前項ただし書に規定する措置とする。

4 第1項の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき書面等に記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、及び市長等の使用に係る電気計算機に備えられた当該申請等の受理の用に供するものとして市長が指定するファイルに記録しなければならない。ただし、当該書面等を提出する場合は、この限りでない。

5 同一の内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（一部改正〔平成29年規則27号・令和3年72号〕）

（情報通信技術による手数料の納付）

第6条 条例第3条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第7条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該処分通知等を行った市長等を確認するための措置を講じるときは、この限りでない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置及び前項ただし書に規定する措置とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の届出（市長の定めるところにより行うものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等に供する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること又は市長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(添付書面等の省略)

第14条 条例第7条の規則で定める書面等は、別表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、市長の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に電子情報処理組織を使用する方法により行われている申請等及び処分通知等についての第3条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「遅滞なく」とする。

附 則（平成29年3月31日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月7日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第14条関係）

書面等	措置
<p>1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの市長等への提示</p>
<p>2 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、市長等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該市長等への提供</p>
<p>3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号</p>

	<p>(2) 2の項右欄に掲げる措置</p> <p>(3) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供</p>
4 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	3の項右欄第3号に掲げる措置
5 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄第1号に掲げる措置

議案第7号

さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年3月17日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、市教育委員会 <u>事務局</u> 管理部において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、市教育委員会管理部において処理する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

所要の改正を行うため、さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和4年4月1日です。

議案第8号

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年3月17日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域		別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
[略]		[略]	
蓮沼小学校	見沼区堀崎町の一部、見沼区大字大谷の一部、見沼区大字蓮沼の一部、見沼区大字風渡野の一部、見沼区大字東門前の一部、 <u>見沼区風渡野1丁目及び見沼区風渡野2丁目</u>	蓮沼小学校	見沼区堀崎町の一部、見沼区大字大谷の一部、見沼区大字蓮沼の一部、見沼区大字風渡野の一部及び見沼区大字東門前の一部
[略]		[略]	
別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域		別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域	
[略]		[略]	
春里中学校	見沼区宮ヶ谷塔1丁目から見沼区宮ヶ谷塔4丁目まで、見沼区深作1丁目、見沼区大字深作の一部、見沼区春岡1丁目の一部、見沼区春岡2丁目の一部及び見沼区春岡3丁目の一部、見沼区大字宮ヶ谷塔、見沼区大字蓮沼の一部、見沼区大字風渡野の一部、見沼区大字東門前の一部、見沼区大字小深作、 <u>見沼区風渡野1丁目及び見沼区風渡野2丁目</u>	春里中学校	見沼区宮ヶ谷塔1丁目から見沼区宮ヶ谷塔4丁目まで、見沼区深作1丁目、見沼区大字深作の一部、見沼区春岡1丁目の一部、見沼区春岡2丁目の一部及び見沼区春岡3丁目の一部、見沼区大字宮ヶ谷塔、見沼区大字蓮沼の一部、見沼区大字風渡野の一部、見沼区大字東門前の一部並びに見沼区大字小深作

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

見沼区大字風渡野及び同区大字東門前地内において、町名地番変更が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は公布の日です。

議案第9号

さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年3月17日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市学校結核対策委員会規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、市教育委員会 <u>事務局</u> 学校教育 教育部において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、市教育委員会学校教育 教育部において処理する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

所要の改正を行うため、さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和4年4月1日です。

議案第10号

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年3月17日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務局) 第9条 委員会の事務局は、市教育委員会事務局学校教育部に置く。	(事務局) 第9条 委員会の事務局は、市教育委員会学校教育部に置く。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

所要の改正を行うため、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和4年4月1日です。

議案第11号

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年3月17日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
給料表	職務の級	職	手当額	給料表	職務の級	職	手当額
教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)	4級	校長（さいたま市立浦和高等学校の校長（さいたま市立浦和中学校の校長を兼ねるものに限る。）及びさいたま市立大宮国際中等教育学校の校長に限る。）	88,000円	教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)	4級		
		校長	[略]			校長	[略]
		[略]				[略]	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

提案理由

・複数の校種の校長を兼務している者又はこれに準じる者に対して支給される管理職手当の額の見直しを行うため、所要の改正を行うもの。

改正の概要

さいたま市立浦和中学校の校長の職を兼ねるさいたま市立浦和高等学校の校長の職にある者及びさいたま市立大宮国際中等教育学校の校長の職にある者に対して支給される管理職手当の額を82,000円から88,000円に引き上げるもの。

(施行期日) 令和4年4月1日

議案第12号

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年3月17日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第18号）別表の手当額欄に定める額（以下「管理職手当額」という。）が88,000円及び82,000円の区分の者</u> 10,000円</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>管理職手当額が88,000円及び82,000円の区分の者</u> 5,000円</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第18号）別表の手当額欄に定める額（以下「管理職手当額」という。）が82,000円の区分の者</u> 10,000円</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>管理職手当額が82,000円の区分の者</u> 5,000円</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

提案理由

・さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(施行期日) 令和4年4月1日

議案第13号

さいたま市美術品等選考評価委員会規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市美術品等選考評価委員会規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年3月17日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市美術品等選考評価委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市美術品等選考評価委員会規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、市教育委員会 <u>事務局</u> 生涯学習部において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、市教育委員会生涯学習部において処理する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

所要の改正を行うため、さいたま市美術品等選考評価委員会規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和4年4月1日です。